

## 伊勢原市地域ケア会議設置要綱

### (設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48第1項の規定に基づき、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のため、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の各圏域ごとに個別ケア会議及び地域圏域ケア会議を設置するとともに、市に地域ケア会議全体会及び自立支援型地域ケア個別会議を設置する。

### (会議の開催等)

第2条 個別ケア会議及び地域圏域ケア会議はセンターが実施し、地域ケア会議全体会及び自立支援型地域ケア個別会議は市が実施する。

### (個別ケア会議の実施及び協議事項)

第3条 センターは、高齢者等の支援のため、必要に応じて個別ケア会議を実施し、多職種協働による支援内容の検討を通じて、高齢者等の課題解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力の向上、課題解決のためのネットワークの構築、支援内容の課題分析の蓄積による地域課題の把握等を目的として、次の事例について協議する。

- (1) 支援者が困難を感じている事例
- (2) 支援が自立を阻害している事例
- (3) 支援が必要だと判断されるがサービスにつながっていない事例
- (4) 権利擁護が必要な事例
- (5) 地域課題に関する事例
- (6) その他協議が必要な事例

### (個別ケア会議の構成員)

第4条 センターは、取り上げる個別ケースに応じて、次に掲げる構成員から参加者を選定し、招集する。参加者の選定に当たっては、個人情報の取扱いへの配慮から個別課題の解決に資する必要最小限度の構成員を選定する。

- (1) 本人・家族
- (2) 介護支援専門員
- (3) 介護サービス事業者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 自治会
- (6) 民生委員・児童委員
- (7) 社会福祉協議会
- (8) NPO及びボランティア団体
- (9) 市職員
- (10) その他個別ケア会議に必要と認められる者

### (地域圏域ケア会議の実施及び協議事項)

第5条 センターは、年4回程度地域圏域ケア会議を実施し、個別ケア会議や地域アセスメントから抽出された課題の検討、多職種連携のための地域包括支援ネットワークの構築、必要な社会資源の開発等を目的として、次の事項について協議する。

- (1) 地域の高齢者支援における課題に関すること。
- (2) 地域の高齢者に対する支援の在り方に関すること。
- (3) 社会資源の掘り起こし及び開発に関すること。
- (4) 地域の関係機関の連携促進及びネットワークの構築に関すること。
- (5) その他必要な事項

(地域圏域ケア会議の構成員)

第6条 センターは、担当圏域の次に掲げる団体、機関等から選出された者のうち、開催趣旨等に照らして必要と認められるものを構成員とする。

- (1) いせはら介護支援専門員協会
- (2) 伊勢原市民生委員児童委員協議会
- (3) 一般社団法人伊勢原市薬剤師会
- (4) 神奈川県行政書士会秦野・伊勢原支部
- (5) 平塚保健福祉事務所秦野センター
- (6) 伊勢原市役所
- (7) その他地域圏域ケア会議に必要と認められる団体、機関

(報告)

第7条 地域圏域ケア会議を開催したセンターは、地域圏域ケア会議の内容、抽出された地域課題等を市に報告するものとする。

2 前項の報告の様式は、市長が別に定める。

(地域ケア会議全体会の実施及び協議事項)

第8条 市は、地域ケア会議全体会を実施し、地域圏域ケア会議等の報告や日頃の高齢者支援業務から把握した地域課題等を抽出し、その検討等を通じて、市内の地域包括ケアシステムを構築するために、次の事項について協議する。

- (1) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築に関すること。
- (2) 地域課題や社会資源の把握に関すること。
- (3) 資源開発、地域づくり及び政策形成に関すること。
- (4) その他地域包括ケアシステムの構築に関すること。

(地域ケア会議全体会の構成員)

第9条 市は、次に掲げる団体、機関等から選出された者のうち、開催趣旨等に照らして必要と認められるものを構成員とする。

- (1) 伊勢原市地域包括支援センター
- (2) いせはら介護支援専門員協会
- (3) 伊勢原市民生委員児童委員協議会
- (4) 一般社団法人伊勢原市薬剤師会
- (5) 神奈川県行政書士会秦野・伊勢原支部
- (6) 平塚保健福祉事務所秦野センター
- (7) その他地域ケア会議全体会に必要と認められる団体、機関

(自立支援型地域ケア個別会議の実施及び協議事項)

第10条 市は、自立支援型地域ケア個別会議を実施し、高齢者又は支援が必要な者及びその家族が尊厳を保ちながら住み慣れた地域において生活できるよう、自立支援及び重度化防止の視点に立ちケアプラン等について検討する。

2 自立支援型地域ケア個別会議は、ケアプラン等について検討することにより、次に掲げる成果を達成するものとする。

- (1) 個別ケースの支援
- (2) 多職種連携体制の整備及び強化
- (3) 地域の関係機関の相互連携
- (4) 地域課題の把握
- (5) 出席者のスキルアップ

(自立支援型地域ケア個別会議の構成員)

第11条 自立支援型地域ケア個別会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) アドバイザー（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士又は歯科衛生士の資格を有する者をいう。）
- (2) 事例提出者（ケアプラン等作成者及び介護サービス事業者）
- (3) 伊勢原市地域包括支援センター職員
- (4) 市職員

2 自立支援型地域ケア個別会議において必要があると認めるときは、議事に関する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（自立支援型地域ケア個別会議の運営）

第12条 自立支援型地域ケア個別会議の進行は、市又はセンターの職員が行う。

2 自立支援型地域ケア個別会議の運営は、厚生労働省が作成した「介護予防活動普及展開事業市町村向け手引き」に沿って開催する。

（自立支援型地域ケア個別会議の記録）

第13条 自立支援型地域ケア個別会議開催後、市又はセンターが自立支援型地域ケア個別会議の記録を作成し、その記録は自立支援型地域ケア個別会議の構成員と共有する。

（守秘義務）

第14条 個別ケア会議、地域圏域ケア会議、地域ケア会議全体会及び自立支援型地域ケア個別会議の構成員及び出席者は、会議の中で知り得た情報の保護に万全を期すとともに、その知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

2 個別ケア会議、地域圏域ケア会議、地域ケア会議全体会及び自立支援型地域ケア個別会議の構成員及び出席者（市職員は除く。）は、守秘義務に係る誓約書（別記様式）を市に提出するものとする。

（庶務）

第15条 個別ケア会議及び地域圏域ケア会議の事務はセンターにおいて処理し、地域ケア会議全体会の事務は市において処理し、自立支援型地域ケア個別会議の事務は市又はセンターにおいて処理する。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、個別ケア会議、地域圏域ケア会議、地域ケア会議全体会及び自立支援型地域ケア個別会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成31年3月29日告示第59号）

この告示は、平成31年3月29日から施行する。

附 則（令和3年2月18日告示第18号）

この告示は、令和3年3月1日から施行する。